

役員等の費用弁償及び報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖康会の定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則の規定により役員、評議員及び評議員選任・解任委員の費用弁償及び報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 前条の規定する支給の種類は、次の各号に掲げる。

- (1) 役員が理事会及び評議員会等に出席した場合の報酬。
- (2) 評議員が評議員会に出席するための報酬。
- (3) 法人の業務執行状況等の監査業務に当たった監事の報酬。
- (4) 理事長及び業務執行理事が法人業務に当たった場合の報酬。
- (5) 役員等が業務・会議出席及び法人の指定した研修等に出席する場合の費用弁償。
- (6) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席する場合の報酬。

(費用弁償及び報酬の額)

第3条 前条各号に掲げる費用弁償及び報酬の額は、次のとおり支給する。

- (1) 前条第1号の役員は、1回 5,000円とする。
- (2) 前条第2号の評議員は、1回 5,000円とする。
- (3) 前条第3号の監事は、1回 10,000円とする。
- (4) 前条第4号の理事長及び業務執行理事は、1回 10,000円とする。
- (5) 前条第5号の役員等は、聖康会職員就業規則第54条によるものとする。
- (6) 前条第6号の評議員選任・解任委員は、1回 10,000円とする。

附則

この規程は、平成30年6月28日より施行する。

ただし、平成30年1月30日から適用する。